

知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン

(国家工商行政管理総局第7稿)

2016年2月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

知的財産権の濫用に関する独占禁止法執行ガイドライン (国家工商行政管理総局第7稿)

前書き

知的財産権の保護はイノベーションの奨励とダイナミックな競争の促進に有益であり、独占禁止は公平な競争の保護とイノベーションのプレッシャーと原動力を生むことにプラスに働き、独占禁止と知的財産権の保護は共通の目標を有している。即ち競争とイノベーションの促進、消費者利益の保護である。しかし、知的財産権の濫用は競争行為を排除、制限し公平な競争を損ない、イノベーションの促進にとって不利であるばかりか、イノベーションを阻害する可能性もあり、知的財産権の保護の趣旨から外れている。「中華人民共和国独占禁止法」(以下「独占禁止法」と略称)第五十五条では事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従った知的財産権の行使は、「独占禁止法」を適用しないが、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為は「独占禁止法」を適用する。独占禁止法の運用性と予見可能性を増強し、事業者自身の経営活動に対する予断性を向上させ、公平な競争の促進と保護、イノベーションの奨励、消費者の福利と資源分配の効率を高めるために、特別に本ガイドラインを制定する。

目次

第一章 総則	4
第一条 独占禁止と知的財産権保護の関係	4
第二条 知的財産権の濫用と独占行為	4
第三条 知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為の定義	4
第四条 知的財産権分野の独占禁止法執行の基本原則	4
第五条 分析方法とプロセス	5
第六条 分析要素	5
第七条 適用範囲	5
第二章 関連市場の画定	6
第八条 全体原則	6
第九条 関連商品市場	6
第十条 関連技術市場	6
第十一条 関連イノベーション市場	7
第三章 知的財産権に関わる独占協定	7
第十二条 知的財産権に関わる独占協定の全体規定	7
第十三条 競争者間の価格制限	7
第十四条 競争者間の生産量の制限	8
第十五条 競争者間の市場分割	8
第十六条 競争者間の研究開発制限	8
第十七条 競争者間の共同ボイコット	8
第十八条 独占的グラントバック	8
第十九条 非競争者間のプライシング制限	8
第二十条 非競争者間の地域と顧客の制限	9
第二十一条 知的財産権に関わる独占的協定のセーフ・ハーバー・ルール	9
第四章 知的財産権の濫用に関する市場支配的地位	9
第二十二条 市場支配的地位の認定と推定	9
第二十三条 不公平な高額で知的財産権を許諾	9
第二十四条 知的財産権の許諾拒絶	10
第二十五条 知的財産権に関わる抱き合わせ販売	10
第二十六条 知的財産権に関わる不合理な取引条件の付加	11
第二十七条 知的財産権に関わる差別取扱い	11
第五章 知的財産権に関わる事業者集中(略)	11
第六章 知的財産権に関わる若干の特定行為の独占禁止分析	11
第二十八条 標準の制定と実施に関わる独占行為	12
第二十九条 専利の Patent プール	12
第三十条 著作権の集団管理組織の行為	13
第七章 付則	13
第三十一条 法的責任と救済	13
第三十二条 施行日時	13

第一章 総則

第一条 独占禁止と知的財産権保護の関係

知的財産権法は専利権、著作権、商標権及びその他法的保護を受ける権利者に独占的権利を与えるものである。知的財産権法に基づき、知的財産権の権利者はその知的財産権の授権なしでの使用を阻止する権利を有する。しかし、知的財産権法が独占的使用権を与えた事実は知的財産権の行使が独占禁止法の介入を受けないということの意味しているわけではない。

独占禁止法と知的財産権法は消費者の福利の増加と資源の有効な配分の促進という共通の目的を有している。イノベーションは活力に満ちた市場経済の重要な要素である。知的財産権法は事業者が新商品と新技術の研究開発と投資に着手することへの奨励を通じて、ダイナミックな競争を促進する。また競争そのものも事業者の研究開発とイノベーション実施へのプレッシャー、原動力を与える。このため両者はイノベーションの促進と公平な競争の保護において欠くことができないものである。

第二条 知的財産権の濫用と独占行為

知的財産権の濫用とは事業者が法律、行政法規が与える知的財産権に関する境界と目的に違反し、不当な方法で知的財産権を行使し、他人の利益と社会公共の利益を損なう行為を指す。

事業者による知的財産権の濫用は具体的な状況によって異なる性質の違反行為となり得、知的財産権法、反不正当竞争法、独占禁止法が禁止する違反行為を含むがそれらに限定されず、相応の法律、行政法規に従って認定と処理を行わなければならない。

事業者が知的財産権を濫用し競争の排除、制限を行った場合、独占禁止法の規定に従い認定と処理を行う。

第三条 知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為の定義

本ガイドラインでいう知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為とは、事業者が独占禁止法の規定に違反して知的財産権を行使し、独占的協定を結び、市場支配的な地位を濫用し、競争を排除、制限する効果を有する、又は有する可能性がある事業者集中を実施することを指す。

第四条 知的財産権分野の独占禁止法執行の基本原則

国務院独占禁止法執行機関は知的財産権分野で独占禁止法を執行する際、以下 4 つの方面の基本原則を遵守する。

(一) その他の財産的権利に比べ、知的財産権を生むコストは通常よりも高いが、知的財産権を使用するマージナル・コストは低い。知的財産権の境界はその他の財産的権利のようにはっきりとしておらず、国務院独占禁止法執行機関は案件ごとの実際の状況に基づいて分析と認定を行い、知的財産権の行使が競争を排除、制限しているか否かを判断しなければならない。知的財産権を濫用し競争を排除、制限する行為を規制するとともに、知的財産権の正当な行使を制限することは避けなければならない。

(二) 事業者が知的財産権を有することは、その関連市場で支配的地位を有すると直接推定されるべきではなく、市場支配的地位は「独占禁止法」第十八条と第十九条の規定に基づいて認定と推定を行う。事業者が知的財産権を有することは、その市場支配的地位を有すると認定する要素の 1 つになり得る。

(三) 圧倒的多数の知的財産権の行使は全体において競争を促進する効果があり、知的財産権の許諾を通じて、知的財産権とその他の生産要素を結びつけることができ、知的

財産権の価値を実現する。知的財産権の行使の過程において、適切で必要な制限行為は知的財産権の権利者の投資の回収を保護し、イノベーションに収益をもたらし、イノベーションを奨励する上で、重要な役割を果たしている。

(四) 知的財産権の行使が競争に不利な影響を生んでいる、又は生む可能性があるが、当該行為がイノベーションと効率に対し有利な影響を生む、又は生む可能性があり、かつその影響が不利な影響よりも大きいことを事業者が証明できる場合、国務院独占禁止法執行機関はそれに対し禁止しないことができる。

第五条 分析方法とプロセス

国務院独占禁止法執行機関は、事業者が「独占禁止法」に違反し、知的財産権を濫用し競争を排除、制限しているかどうかを分析・認定する場合、経済学、法学などの分析方法を総合的に運用し、当該行為が生み出した、又は生み出す可能性のある競争を排除、制限する効果について定性と定量分析を行わなければならない。

事業者の知的財産権の行使が競争を排除、制限しているかどうかの分析、認定には以下のプロセスを採用する。

- (一) 事業者の知的財産権の行使の表現形式と特徴を確認する。
- (二) 知的財産権の行使に関わる事業者の間に競争関係があるかを確定する。
- (三) 知的財産権の行使が関係する関連市場を画定する。
- (四) 知的財産権を行使する事業者の市場地位を認定する。
- (五) 事業者の知的財産権の行使の関連市場の競争に対する影響を分析する。

第六条 分析要素

事業者の知的財産権の行使の競争に対する影響を分析・認定する場合、以下の要素を考慮する。

- (一) 事業者と取引の相手方の市場地位
- (二) 関連市場の競争の状況
- (三) 関連市場への参入の難易度
- (四) 産業慣行と産業の発展段階
- (五) 生産、地域、消費者等について制限を加える期間と効力の範囲
- (六) イノベーション促進と技術の普及に対する影響
- (七) 事業者のイノベーション能力と技術変化の速度
- (八) 事業者間の株式、業務と競争関係
- (九) 知的財産権の行使の競争に対する影響の認定に関係するその他の要素

事業者の知的財産権の行使が競争と効率に対し有利な影響を生んでいる、又は生む可能性とは、技術促進の宣伝利用、資源の利用効率の増進、市場競争レベルの向上などを含むが、前述の有利な影響とは下記の条件を満たすものとする。

- (一) 有利な影響が客観的かつ人を納得させることができる。
- (二) 制限的な行為が有利な影響を生むために不可欠である。
- (三) 生み出された有利な影響は消費者が共有できるものである。
- (四) 制限的な行為が関連市場の競争を厳しく制限するものではない。

第七条 適用範囲

本ガイドラインでいう知的財産権は「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国反不正当競争法」、「中華人民共和国植物新品种保護条例」、「集積回路配置図設計保護条例」、「コンピュータソフトウェア保護条例」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」等の知的財産権に関する法律、行政法規及び国務院が認めた地理的表示が規定する財産的権利を含む。

中華人民共和国の国内で知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為に本ガイドラインを適用し、中華人民共和国の国外の知的財産権の濫用が国内の市場競争に対し、排除、制限の影響を生む場合、本ガイドラインを適用する。

本ガイドラインでいう商品にはサービスも含まれる。

第二章 関連市場の画定

第八条 全体原則

本ガイドラインでいう関連市場とは知的財産権を使用して生産される商品及びその代替品からなる関連商品市場を含み、また関わる技術及びその代替技術からなる技術市場、いくつかの状況下では関連するイノベーション市場も含む。以上の 3 種類の関連市場はいずれも関連地域市場に関わり、また地域市場の範囲は異なる可能性がある。

知的財産権は商品又は商品の生産過程における投入要素の統合である。知的財産権の行使は川上の要素投入市場と川下の商品市場の競争に対し影響を及ぼす可能性がある。例えば、川下市場で競争関係にある 2 つの事業者の川上市場におけるクロスライセンスの合意は、川下商品市場と川上技術市場又は要素市場の競争に相当の影響を及ぼす可能性がある。知的財産権の行使の競争に対する影響の全面的な評価のために、通常、知的財産権に関係する全ての関連商品市場と関連技術市場を同時に画定しなければならない。

イノベーションは技術の進歩と社会福祉改善の重要な源泉であり、イノベーション市場は技術市場の川上市場である。関連イノベーション市場の競争は関連技術市場と関連商品市場の競争に影響する。知的財産権の行使は事業者間のイノベーション競争に影響する可能性があり、さらには商品又は技術の改善とイノベーションを遅らせる、又は阻む可能性がある。関連商品市場と関連技術市場だけで知的財産権の行使の競争と社会の福利に対する影響を評価することができない場合、関連のイノベーション市場も画定しなければならない。

第九条 関連商品市場

関連商品市場は知的財産権を使用して生産される商品及びそれと代替関係を持つその他商品を含む。当該商品は川下の知的財産権を使用して生産される最終又は中間商品も対象であり、また川上の特定商品の生産に関わる投入要素、例えば原材料、部品、設備なども対象となる。

第十条 関連技術市場

関連技術市場は関係する技術及びその代替技術を含む。関連技術市場を画定する際、技術の特性、用途、共存程度、ライセンス料などの要素を考慮する必要がある。技術ライセンス料が小幅かつ持続的に上昇している時、被許諾者が転換する可能性がある代替技術を考察することができる。技術の取引は通常、運搬コストの影響を受けず、地域市場範囲は大きい可能性がある。しかし技術の基準化が、同一技術が異なる地域間で共存できない状況をもたらすことにより、関連地域市場の範囲は狭まる可能性がある。

事業者が関連技術市場の市場シェアを計算する時、関連技術のライセンス料収入が関連技術市場の総ライセンス料収入に占める割合に基づき計算を行う。実際の処理では専利に関わるライセンス料の情報は営業秘密とするため入手することが難しく、この場合は当該技術を使用して生産される商品が関連市場に占める割合に基づき推計する、又は当該知的財産権が持つ代替可能な知的財産権の数に基づいて分析を行う。

第十一条 関連イノベーション市場

関連イノベーション市場とは事業者が未来の新技术又は新商品の研究と開発で競争を行うことで形成される市場を指す。

関連イノベーション市場の画定は関係する知的財産権の研究開発に必要な全ての投入要素を考慮しなければならない、関連資産、重要な研究開発設備、研究開発コストなどのほか、研究開発能力と動機を持った実体の数、コア技術の研究開発スタッフの人数、購入者と市場参入者の評価なども含む。

第三章 知的財産権に関わる独占協定

第十二条 知的財産権に関わる独占協定の全体規定

知的財産権領域において、競争関係を持たない事業者が合意した協定に比べ、競争関係にある事業者が合意した協定が、より競争を損なう可能性がある。知的財産権の取引の各側が競争関係にあるかどうかを判定するために、協定が存在しない状況下で、協定に合意した各側が実際又は潜在的な競争者であるかどうかを考察しなければならない。個別の案件のニーズに応じて、それぞれの協定の影響を受けた関連商品市場又は関連技術市場で分析と認定を行い、時には関連イノベーション市場でも分析、認定を行う必要がある。

知的財産権の取引の各側が潜在的な競争者であるかどうかを判断する場合、関連する各側の予見可能な時間範囲での関連市場への参入コスト、財力、技術条件、現在の関連知的財産権のライセンス料又はそれを使用して生産される商品の価格などの要素も考慮しなければならない。

本章が列举する競争者間で合意された知的財産権に関する独占的協定は、「独占禁止法」第十三条が規定する独占的協定に属し、非競争者間で合意された知的財産権に関わる独占的協定は、「独占禁止法」第十四条が規定する独占的協定に属する。

知的財産権に関わる独占的協定は独占禁止法の独占的協定に関する規定に基づき分析、認定を行わなければならない。しかし、知的財産権に関わる独占的協定がイノベーションと効率に対して、例えば事業者のイノベーションへの原動力を刺激し、商品の質を保証・向上させる、新製品の関連市場への参入を促進するなど、有利な影響を生む可能性があり、知的財産権に関する独占的協定の競争に対する影響を分析する場合、関連市場の競争が十分かどうか、事業者が関連市場で一定の市場パワーを備えているかどうか、協定が関連市場の競争に対して生む実質的な影響、協定がイノベーション促進又は効率を向上させるかどうか、事業者には競争を制限する合理的な理由があるかどうかなど多方面から総合的に分析・判断しなければならない。

第十三条 競争者間の価格制限

競争者間の価格制限とは、競争者間が知的財産権に関する協定により、知的財産権のライセンス料、又は知的財産権を使用して生産される商品の価格を固定又は変更することを指す。

競争者間の価格制限は、直接又は間接的な価格制限を含む。直接的価格制限とは、価格の固定を含み、最低価格の限定、最高価格の限定、推薦価格又は指導価格の制定、割引の上限を含む価格リストの制定を指し、間接的な価格制限とは知的財産権の許諾料の引き上げ又は許諾料の割り増し、事業者に限定した知的財産権に関する商品価格から外れようとする動機を引き下げるなどの手段を通じて、間接的に当該商品の価格をコントロー

ルすることを指す。

第十四条 競争者間の生産量の制限

競争者間の生産量の制限とは、競争者が知的財産権に関わる協定を通じて、知的財産権を使用する数量及び方式を制限する、又は知的財産権を使用して生産される商品の生産量又は販売数を制限することを指す。

競争者間の生産量の制限も間接的な生産量の制限を含む。間接的な生産量の制限は互恵的な生産量の制限の実施も含むがこれに限らないものとし、協定を通じて生産量を増加させようとする動機を引き下げ、例えば生産量の増加に伴い知的財産権のライセンス料率を引き上げる、又は知的財産権のライセンス料を増加するなどの行為も含む。

第十五条 競争者間の市場分割

競争者間の市場分割とは、競争者が知的財産権に関わる協定を通じて、知的財産権許諾市場又は、知的財産権を使用して生産される商品の販売市場、投入要素の調達市場を分割することを指す。

競争者間の市場分割は通常、地域制限と表現され、知的財産権に関わる協定を通じて、競争者に特定地域で知的財産権を許可させない、又は当該知的財産権を使用して生産される商品又はその生産に関連する投入要素を生産させない、売らせない、積極的に販売させない、又は特定顧客を一方に引き留める行為を指す。

第十六条 競争者間の研究開発制限

競争者間の研究開発制限とは、競争者が知的財産権に関する協定を通じて、知的財産権の取引各側が自由かつ独立して研究開発に従事する機会と能力を制限することを指す。

競争者間の研究開発の制限は、被許諾者が自分の知的財産権能力を使用すること、またいかなる協定当事者側の研究開発の機会と能力を制限する、例えば、商品又は技術に対する改善及び改善のために研究開発することを不公平に制限することなどを含むがこれに限らないものとする。しかし、後者の制限は第三者に関連する提携技術の漏えい防止のため、又は許諾者の営業秘密の保護のために必要な場合を除く。

第十七条 競争者間の共同ボイコット

競争者間の共同ボイコットとは、競争者が知的財産権に関わる協定を通じて、共同で知的財産権を特定の取引相手に許諾することを拒絶する、又は知的財産権を使用して生産される商品を特定の取引相手に販売することを共同で拒絶することを指す。

第十八条 独占的グラントバック

独占的グラントバックとは、許諾者が知的財産権に関する協定を通じて被許諾者にその許諾知的財産権について行った後続改良又は、知的財産権の使用を通じて得た新たな成果を、独占で許諾する又は関連の権利を許諾者又は許諾者が指定した第三者へ譲渡することを求めることを指す。

独占的グラントバックは競争者間又は非競争者間で同時に合意できる。非競争者間と合意した独占的グラントバックより、競争間が合意した独占的グラントバックのほうが競争に対する損害がより大きい。

第十九条 非競争者間のプライシング制限

非競争者間のプライシング制限とは、許諾者が知的財産権に関する協定を通じて、被許諾者が第三者に向け知的財産権を使用して生産された商品を販売する価格又は最低価格を固定又は限定することを指す。

非競争者間のプライシング制限は直接又は間接的なプライシング制限を含む。直接的なプライシング制限とは、価格又は価格水準を固定する、最低価格又は価格水準を限定する

ことを指し、間接的なプライシング制限とは協定を通じて収益率を固定し、最大割引率を固定し、販売価格を競争者の販売価格と連動させ、また威嚇、脅迫、警告、懲罰又は契約の停止などの手段でプライシング制限を実現することを含むがそれに限らないものとする。

第二十条 非競争者間の地域と顧客の制限

非競争者間の地域と顧客の制限とは、許諾者が知的財産権に関する協定を通じて、被許諾者がその知的財産権を使用して生産される商品の販売地域又は顧客に対し制限を行うことを指す。

非競争者間の地域と顧客の制限は直接又は間接的な地域と顧客の制限を含む。直接的な地域と顧客の制限は、許諾者が被許諾者にいくつかの顧客又はいくつかの地域の顧客には販売しないことを求める、又は被許諾者にこれらの顧客の発注をその他の被許諾者に渡すことを要求することを指すが、それに限らないものとし、間接的な地域と顧客の制限とは主に、許諾者が財務的インセンティブの提供、販売数量の制限又は監視、制御システムなどの構築などの手段をとり、地域と顧客の制限を実現することを指す。

第二十一条 知的財産権に関わる独占的協定のセーフ・ハーバー・ルール

知的財産権の独占禁止法執行の効率を高め、事業者の自らの行為に対する合法性の予想を増強するため、同時に明らかに競争を排除、制限する効果を持つ独占的協定を放任しないために、「独占禁止法」第十三条と第十四条が明確に列挙する状況以外のその他の状況に対して、セーフ・ハーバー・ルールを制定し、セーフ・ハーバーの範囲内で免除規定を適用できる。

事業者の知的財産権の行使が以下の状況の 1 つに当てはまる場合、「独占禁止法」第十三条第一項第六号と第十四条第三号が禁止する独占的協定と認定しないことができる。しかし、当該協定が競争を排除、制限する効果を持つことを対立する証拠で証明できる場合は除外する。

(一)その行為の影響を受ける関連市場で競争関係を持つ事業者の合計市場シェアが20%を超えない、又は関連市場において4つ又は4つ以上、適切なコストで得られるその他の事業者によって独立してコントロールされる代替的技術が存在する。

(二)その行為の影響を受ける関連市場で競争関係を持たない事業者の市場シェアがいずれも30%を超えない、又は関連市場において2つ又は2つ以上の合理的なコストで得られるその他の事業者によって独立してコントロールされる代替的技術が存在する。

第四章 知的財産権の濫用に関する市場支配的地位

第二十二条 市場支配的地位の認定と推定

事業者が有する知的財産権はそれが持つ市場支配の地位を認定する要素の1つとなり得るが、事業者が有する知的財産権に基づいて関連市場における支配的地位を持つと推定することはできない。知的財産権を有する事業者が関連市場において支配的地位を有するかどうかを分析するには、独占禁止法の市場支配的地位に関する規定に基づき認定と推定を行わなければならない。知的財産権の技術と経済的特徴とを結び付け、取引相手が代替的知的財産権に転換するコストと難易度、川下市場の事業者と消費者の関連する知的財産権商品に対する依存度、知的財産権が関連の事業者が川下市場に参入するための必須設備かどうかなどの要素を考慮しなければならない。

第二十三条 不公平な高額で知的財産権を許諾

知的財産権の権利者は自ら知的財産権のライセンス料の基準を決め、適切に奨励性のある収益を得る権利を有する。しかし知的財産権の権利者がその関連市場における支配

的地位を濫用し、不公平な高額で知的財産権を許諾すれば、関連市場の競争を排除、制限し、消費者の利益を損なう可能性がある。

知的財産権を有する事業者が不公平な高額で知的財産権を許諾しているかどうかを分析・認定するには以下の要素を考慮することができる。

(一)主張又は受領したライセンス料はその知的財産権の関連商品価値に対する貢献と合致しているかどうか。

(二)主張又は受領したライセンス料は受領したこれまでのライセンス料又はその他の比較できるライセンス料を超えているかどうか。

(三)主張又は受領したライセンス料がその知的財産権の地域範囲又は許諾範囲を越えているかどうか。

(四)一括許諾の場合、期限切れや無効な知的財産権、又は被許諾者が許諾を求めている知的財産権に対しライセンス料を主張又は受領をしているかどうか。

(五)許諾協定の中に、適切な対価を得られるクロスライセンス、グラントバックを提供しないなどのその他のライセンス料の不公平を招く条項が含まれているかどうか。

(六)差止命令、訴訟権利の濫用などの不正な手段をとり、被許諾者にその提出した不公平な高額のライセンス料を強制的に受け入れさせているかどうか。

第二十四条 知的財産権の許諾拒絶

許諾の拒絶は知的財産権の権利者が知的財産権を行使する一種の表現形式である。通常の場合で、国务院独占禁止法執行機関は、権利者にその知的財産権の許諾義務を負うことを求めない。しかし、知的財産権の権利者が関連市場において支配的地位を持ち、特にその知的財産権が生産、経営活動を構成する上で必須設備であり、正当な理由もなく、知的財産権の権利者がその他の事業者が適切な条件でその知的財産権を使用することの許諾を拒絶する場合、関連市場の競争を排除、制限する可能性がある。

知的財産権を有する事業者が前項が規定する知的財産権の許諾を拒絶しているかどうかを分析・認定するには同時に以下の要素を考慮しなければならない。

(一)当該知的財産権が関連市場において合理的な代替ができず、その他の事業者が関連市場の競争に参入するための必須となっているかどうか。

(二)当該知的財産権の許諾拒絶が関連市場の競争又はイノベーションに不利な影響を与え、消費者の利益又は公共の利益を損なう可能性があるかどうか。

(三)知的財産権の権利者による当該知的財産権の許諾がそれに対し不合理な損害をもたらすかどうか。

知的財産権の許諾拒絶は事業者がその他の制限的条件又は抱き合わせ販売を実施する手段となる可能性もあり、このため国务院独占禁止法執行機関は関連する制限的条件又は抱き合わせ販売と結び付けて、それが競争に及ぼす影響を分析する。

第二十五条 知的財産権に関わる抱き合わせ販売

知的財産権に関わる抱き合わせ販売とは、権利者が一項目の知的財産権の許諾を与えるなどの方式で権利を行使する場合、取引相手の意向に背き、他の知的財産権の許諾の受け入れを要求する、又は権利者から又は権利者が指定する第三者の所で、ある商品の購入を要求することを指す。抱き合わせ販売の知的財産権、又は商品はそれぞれ単独で許諾又は販売すべきであり、また独立した消費要求を有し、前者の項目の知的財産権は抱き合わせ販売品と呼ばれ、後者の項目の知的財産権又は商品は、被抱き合わせ販売品と呼ばれる。

知的財産権に関わる抱き合わせ販売は関連市場の競争に対し、不利な影響を生む、又は生む可能性があり、主に被抱き合わせ販売品市場において、その他のサプライヤーの

取引チャンスを排除し、被抱き合わせ販売品の許諾料水準を引き上げる、また消費者の自主的選択を損なうなどの形で現れる。抱き合わせ販売は関連市場の競争と効率の改善に対し有利な影響を与える可能性もあり、主には製品の品質と安全の保証、販売と管理コストの削減、販売の促進などの形で現れる。

国務院独占禁止法執行機関が抱き合わせ販売が関連市場の競争に対して影響を及ぼす又は及ぼす可能性があるかどうかについて分析する場合、抱き合わせ販売の目的、抱き合わせ販売品と被抱き合わせ販売品の性質と相互の連携、取引習慣、抱き合わせ販売の影響範囲と抱き合わせ販売実施者の実際の経営力、抱き合わせ販売が重要な合理性と必要性を備えているかどうか、抱き合わせ販売が第三者の関連市場への参入を阻んでいるかどうか等の要素を考慮する。

市場支配的地位を有する事業者が正当な理由もなく、知的財産権を行使する過程で、同時に以下の条件に当てはまる抱き合わせ販売行為をすることは、関連市場の競争の排除、制限する可能性がある。

(一) 取引の慣行、消費習慣などに背き、又は商品と技術の機能を無視し、異なるかつ独立した商品又は技術を強制的にまとめ売り又はセット販売する。

(二) 抱き合わせ販売行為が、当該事業にその抱き合わせ販売品市場での支配的地位を被抱き合わせ販売市場まで拡張させ、その他の事業者の抱き合わせ販売品又は被抱き合わせ販売品市場の競争を排除、制限する。

第二十六条 知的財産権に関わる不合理な取引条件の付加

市場支配的地位を有する事業者が正当な理由もなく、知的財産権の行使の過程で、以下の不合理な取引条件を付加する行為をすることは関連市場の競争を排除、制限する可能性がある。

(一) 取引相手にその改造した技術で、独占的ブランドバックを行うことを求める。

(二) 取引相手にその知的財産権の有効性に対する疑問の提起を禁止する。

(三) 取引相手に許諾協定の期間満了後、知的財産権を侵害しない状況下での競争的な商品又は技術の利用を制限する。

(四) 保護期間がすでに満了又は無効と認められた知的財産権に対する権利を主張し続ける。

(五) 適切な対価を提供しない状況下で取引相手にクロスライセンスを要求する。

(六) 取引相手が第三者と取引することを強制又は禁止する。

(七) 取引相手にその他の不合理な取引条件を付加する。

第二十七条 知的財産権に関わる差別取扱い

知的財産権の権利者は異なる取引相手に対し、異なる取引条件を出す権利を有する。しかし、市場支配的地位を有する事業者が正当な理由もなく、知的財産権の行使の過程において、条件が実質的に同じである取引相手に対し、価格等の取引条件で差別取扱いをすることは、関連市場競争の排除、制限をする可能性がある。例えば知的財産権の権利者が競争関係にある事業者から高すぎるライセンス料を徴収する。異なる取引相手に対し、許諾数、地域、期間等の面で差別取扱いをするなど。

第五章 知的財産権に関わる事業者集中

(略)

第六章 知的財産権に関わる若干の特定行為の独占禁止分析

第二十八条 標準の制定と実施に関わる独占行為

事業者は知的財産権の行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含み、以下同様）の制定と実施を利用し、競争を排除、制限する行為を行ってはならない。

市場支配的地位を有する事業者が正当な理由もなく、標準の制定と実施過程において以下の行為をすることは、関連市場の競争を排除、制限する可能性がある。

（一）標準の制定に参加する過程において、故意に標準を制定する機関に向けその権利情報を開示しない、又はその権利を明確に放棄したが、ある項目の標準が当該専利に関わるものであった場合、当該標準の実施者に対しその専利権を主張する。

（二）その専利が標準必須専利となった後、不公平な高額でその標準必須専利を許諾する。不公平な高額の判定方法は本ガイドライン第二十三条の規定を参照。

（三）その専利が標準必須専利となった後、許諾の拒絶、抱き合わせ販売、差別取扱いをする、又は取引時にその他の不合理な取引条件等を付加し、競争を排除、制限する行為を行う。

（四）その専利が標準必須専利となった後、差止命令又は訴訟権利を濫用し、被許諾者にその提出した各種の不合理な取引条件を強制的に受け入れさせる。

本ガイドラインでいう標準必須専利とは、当該項目の標準の実施に欠くことのできない専利を指す。差止命令とは専利権利者が司法機関又はその他の組織に、関連事業者に対しその専利の使用を禁止又は制限する命令の発令を請求することを指す。

第二十九条 専利のライセンスプール

事業者は知的財産権の行使の過程において、ライセンスプールを利用し、競争を排除、制限する行為を行ってはならない。

ライセンスプールのメンバーはライセンスプールを利用して生産量、市場区分等の競争に関わる敏感な情報を交換し、「独占禁止法」第十三条、第十四条が禁止する独占的協定を結んではならない。例えばライセンスプールの管理過程において、不当な取引価格、取引量、取引地域、取引対象、取引技術の改造等の条件に合意するなど。しかし、事業者が合意した協定が「独占禁止法」第十五条の規定に符号すると証明できる場合は除外する。

市場支配的地位を有するライセンスプール管理組織が正当な理由もなく、ライセンスプールを利用し、以下の市場支配的地位を濫用する行為を行うことは、関連市場の競争を排除、制限する可能性がある。

（一）ライセンスプールメンバーがライセンスプールの外で独立した許諾者としての専利許諾を制限する。

（二）ライセンスプールメンバー又は被許諾者が単独又は第三者と共同でライセンスプール専利と互いに競争する技術の開発を制限する。

（三）被許諾者がその改造又は研究開発した技術の独占的ライセンスバックをライセンスプール管理組織又はライセンスプールメンバーに与えるよう強制する、又は被許諾者に単独の研究開発で得た知識、経験又は技術改造の成果をライセンスプール管理組織又はライセンスプールメンバーに共有させるよう誘導する。

（四）被許諾者がライセンスプール専利の有効性について疑問を提起することを禁止する。

（五）条件が実質的に同じであるライセンスプールメンバー又は同一の関連市場の被許諾者に対し、取引条件において差別取扱いをする。

（六）被許諾者にライセンスプール中の専利の単独ごとの許諾時のライセンス料の総額よりもはるかに高いライセンス料を徴収し、被許諾者の競争力に影響を及ぼす。

（七）国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。

国務院独占禁止法執行機関は専利の Patent プールが関連市場の競争に対し影響を生む、又は生む可能性について分析する場合、専利の Patent プールに含まれる技術が代替性技術かどうか、重要でない又は無効な専利が含まれているかどうか、専利の Patent プールの許諾タイプ等の要素を考慮する。

本ガイドラインでいう専利の Patent プールとは 2 人又は 2 人以上の専利権利者がある種の形式を通じて、各自が有する専利を共同で第三者への許諾に合意し手配することを指す。その形式はその目的のために特別に合併会社を設立できるほか、ある Patent プールメンバー又は独立した第三者に管理を委託することもできる。

第三十条 著作権の集団管理組織の行為

著作権の集団管理組織とは権利者の利益のために法に基づいて設立され、権利者の授権に基づき、権利者の著作権又は著作権に関する権利に対し集団管理を行う社会団体を指す。著作権の集団管理組織の設立及びその活動の展開は通常、単独の著作権者の権利の行使に有利であり、著作権の使用事業機関と個人の適時かつ合法的な作品使用に有利である。

著作権集団管理組織が活動を展開する過程において、以下の条件の 1 つに当てはまる行為を行った場合、国務院独占禁止法執行機関は本ガイドラインの分析方法で分析、認定を行う。

- (一) 正当な理由もなく、不公平な高額 of 代理費又はライセンス料を主張又は徴収する。
- (二) 正当な理由もなく、条件が実質的に同じである著作権権利者と被許諾者に対し差別取扱いをする。
- (三) 正当な理由もなく、被許諾者に一括許諾の受け入れを強制する。
- (四) 正当な理由もなく、その他のすでに関連市場の競争を排除、制限した、又はその可能性がある行為を行う。

第七章 付則

第三十一条 法的責任と救済

事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限したと認定された場合、国務院独占禁止法執行機関は「独占禁止法」の規定に基づき法的責任を追及する。

国務院独占禁止法執行機関が法に基づいて認定した独占行為について、その他の事業者はその他の法律、行政法規を根拠に、関連の執行部門に救済を求めることができる。例えば、専利権利者の専利権の行使が国務院独占禁止法執行機関によって独占行為に認定された場合、その他の事業者は「中華人民共和国専利法」第四十八条の規定に基づき、国務院専利行政部門に発明専利又は実用新案専利の実施に強制許諾を与えることを申請できる。

第三十二条 施行日時

本ガイドラインは 年 月 日より施行する。